

熊本高等専門学校新型コロナウイルス関連に伴う欠課の取扱いについての申合せ

教務委員会・専攻部会
令和2年4月3日制定
令和2年6月5日一部改正

この申合せは、新型コロナウイルス（以下「新型コロナウイルス」という。）関連による学生の修学上の不利益を解消すること、併せて、学生への新型コロナウイルス感染防止及び新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、ウイルス感染等のため出席停止となった場合の欠課の取扱いについて定めるものである。

1. 対象学生

- (1) コロナウイルスに感染した学生
- (2) コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定された学生及び同居の家族がコロナウイルス感染者の濃厚接触者と特定された学生
- (3) コロナウイルスとの関連が疑われ、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続き欠席した学生
- (4) その他、校長が認めた学生

2. 出席停止期間

1の対象学生は、学則29条に基づき出席停止とし、その期間は、対象事由が発生した日から原則2週間とするが、症状によりその都度決定する。

3. 対象科目

対象学生が受講している授業科目とする。

4. 欠課の取扱い

- (1) 出席停止期間の授業の欠課の取扱いについては、別に定める規則等に基づくものとする。
 - ※熊本キャンパスの場合は、熊本キャンパス出欠席等の取扱いに関する細則第4条
 - ※八代キャンパスの場合は、熊本高等専門学校八代キャンパスにおける公欠の取扱いに関する申合せただし、前述の欠課について、授業担当教員からの当該科目に関して課せられた課題等を指定の期日までに提出した場合は、当該授業を出席したものとして取扱う。
なお、課題等を提出しない場合は、本科生については通常の公欠とする。専攻科生については、欠課とする。
- (2) 出席停止期間の特別活動の欠課については、別に定める規則等に基づき出席扱いとする。
- (3) (1) 及び (2) に依り難い場合は、各キャンパスの教務委員会又は専攻部会で審議する。

5. 諸手続き

諸手続きについては、各キャンパスで別に定める。

6. 適用範囲

この申合せは、新型コロナウイルスに関連する取扱いであり、他の公欠の取扱いには適用しない。

附 則

この申合せは、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年6月5日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

(別紙様式 1)

出席停止確認書

1. 新型コロナウイルス感染症に関し、該当する出席停止基準に○印を付けてください。

- 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があった
- 発症の疑いで受診した
- 濃厚接触者と特定された
- 同居の家族が濃厚接触者と特定された
- 発症した

2. 症状等について具体的に記入してください。

()

3. 療養期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 受診した医療機関 ※受診していない場合は記入不要

()

令和 年 月 日

学科・学年又は専攻名・学年

学生氏名 (自署)

保護者氏名 (自署)